

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集

8. その他

① 保険者協議会

No	質問	回答
1	健診の保険者間の調整について、保険者協議会等で調整することとなっているが、具体的にはどのように調整が行われるのか。	被扶養者の健診を市町村国保の契約スキームを利用して委託により実施する場合や集合契約により実施する場合に、保険者協議会を通じて市町村国保の契約情報や保険者とりまとめ団体の契約情報を収集し、委託から契約締結、実施までを効率的に進めている。 また、このような保険者間の調整の他に、特定健診・保健指導の実施率の高い保険者の取組事例の共有や保険者協働での広報活動等も行っている。
2	保険者協議会の委員ではない健保組合等の保険者に対して、情報提供や課題認識の共有化をどう図るか。	保険者協議会は市町村国保、健保組合、協会けんぽ等の各グループから代表者が委員として参画し、構成されているので、委員でない健保組合等については、委員を通じて情報提供や課題認識の共有化を図っていただきたい。

② 小規模保険者、へき地

No	質問	回答
1	アウトソーシング先がない僻地・離島をかかえている地域では、保険者が実施しなければならないことになるが、市町村保健部門と保険者の棲み分け、役割はどう考えればよいのか。	これまでの住民基本健診の実施方法を踏まえ、保険者が市町村衛生部門に委託する等により適宜対応いただきたい。また、市町村はポピュレーションアプローチ(及びがん検診等)を行い、保険者がハイリスクアプローチを行うという役割が考えられる。

③ 研修

No	質問	回答
1	都道府県は、市町村(衛生・国保部門の保健師、管理栄養士等)及び民間事業者等に対し、特定保健指導実施者のための研修を行うとされているが、県が研修を実施するに当たって、県の研修対象者は市町村と民間事業者等と考えればよいのか。保険者は保険者協議会が、それ以外の保健師・管理栄養士等は関係団体が実施すると考えればよいのか。	貴見の通り。 各都道府県の実情に応じて、開催頻度や受講対象者については偏り等生じないよう、実施主体間の調整を図り効率的に実施していただきたい。
2	特定保健指導実施者の基準である「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」(平成29年10月30日健発1030第1号保発1030第6号)や「健診・保健指導の研修ガイドライン【平成30年度版】」に基づいた研修を県が実施する際、県独自の研修内容を追加で設けることができるか。	差し支えない。 「健診・保健指導の研修ガイドライン【平成30年度版】」を踏まえた上で、第1期、第2期の特定保健指導の評価や都道府県の健康課題を踏まえた内容を盛り込む等、創意工夫を加えた研修を実施していただきたい。ただし、研修プログラムの内容や実施時間等は研修受講者の負担とならないよう、留意されたい。
3	県レベルでの実践者育成で民間事業者を対象としているが、どういったものを想定しているのか。	アウトソーシング先となりうる民間の保健指導実施機関等を想定している。
4	特定健診・保健指導従事者等への研修について、民間研修機関への委託は可能か。	可能。 受講者のニーズに合致した研修を企画・開催するために、委託先との綿密な打ち合わせにより、現状、課題、把握している受講者のニーズを共有すること。
5	研修ガイドラインに基づく研修をさまざまな実施主体が行っている場合、実施主体の違う研修でそれぞれの分野を受けた場合、修了証の発行方法について確認したい。 たとえば、A実施主体の研修の特定保健指導実施者(初任者)のための研修を受け、B実施主体の特定保健指導実施者(経験者)のための研修を受けた場合、B実施主体がまとめて修了証を発行できるか。(実施主体ごとに特定保健指導実施者(初任者)のための研修のみの修了証、特定保健指導実施者(経験者)のための研修の修了証の2枚発行することになるか。)	様々な実施主体が研修を行う場合の修了証の発行については、基本的には、実施主体ごとに、「プログラム名」を記載した修了証を発行することとなる。 ただし、A実施主体で①特定保健指導実施者(初任者)のための研修を受け、B実施主体で②特定保健指導実施者(経験者)のための研修を受けた場合において、必要に応じて、研修実施主体間の合意により、B実施主体がまとめて修了証を発行しても差し支えない。 この場合、修了証には、B実施主体において②を修了したことと併せて、A実施主体において①を修了したことを記載することとなる。